町村の購読料は会費 の中に含まれております

每週月曜日発行

活

動

平 成

||21年度政府予算編成で実行運動 = 全国

町村会

活

動

平成21年度政府予算編成及び施策に関する要望

発行所 全国町村会 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号:電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955 山中昭栄:定価1部40円・年間1 500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 http://www.zck.or.jp



閑

限 集 落

G M 明治大学教授

小

田

切

徳美

「GM」を感じることが少なくない。 いることに対して警鐘を発している。地域の関係者が現場と疎遠になり始めて ろ地域の誇りを奪ってしまうのではない ては、 る。この、限界集落」という呼称をめぐっ において、 に、いわゆる「限界集落」をめぐる議論 域振興部参事役)は、この言葉により、 高い藻谷浩介さん (日本政策投資銀行地 ものである。「歩き屋エコノミスト」で名 M」は「現場を見ない」ことを意味する 空気が読めない」の略語であるが、 G 筆者も最近、藻谷さんと同じように、 ネガティブなイメージを与え、 M」という言葉がある。「KY」 それが地域に暮らす人々に対 しばしばそう思うことがあ むし 特 G L

然条件により、 が50%以上を「限界集落」としている。 集落住民の高齢化率を指標として、 高い頻度で登場する。このほとんどは、 が10地区もある」という表現が、 会話をする時に、「私の町にも限界集落 象であるが、自治体関係者、 はない。この1年間で急速に生まれた現 しかし、 ここで論じたいのはその点で 同じ高齢化率50%以上の集落 集落の規模、 集落機能の実態や将来展 特に首長と かなり それ

ことは周知のことであろう。

かという問題提起が各地でなされている

て

Ιţ

はないだろうか。 集落の住民の力を見て、 なによりも現場を歩き、 落を「限界」と決めつけることではなく、 長がなすべきことは、ひとつの指標で集 係者が何の疑問もなく、高齢化率のみで きものであろう。 したがって、 や水準は地域によって独自に作られるべ しようとするのであれば、 限界集落」の数を議論していることに ないだろうか。 . ද は大きく相違することは容易に予 強い違和感を覚えざるを得ない。 限界集落」を統計的に析出 確かめることで 自らの目でその 指標の取り方 自治体関 首

える。 うな点の自己点検こそをおこなうべきで その対策の第一歩である。 れるような仕組みづくりをすること なざし」ができるだけその集落に向けら 長の発言)ことを理解して、外からの「ま心の支えになる」(長野県阿智村・岡庭村 いる、見守られているということだけで ぐる議論のみではなく、 るとしたら、それは決定的な問題だと言 他の地域の人々から、 そうした時に、自治体が「G さらに言えば、「限界集落」対策の基本 行政が現場を見つめることである。 自治体は「限界集落」 町村の「 アンチGM」 行政内のこのよ 気にかけられ の呼称をめ 運 M」であ 動 が

写真募集

(4)

(2)

本誌表紙に掲載の写 真を募集しています。 四季折々の風物や行 事など適当な写真が ありましたらご寄贈 下さい。(写真には題 名、町村名を付して 下さい) なお、採否は当方に

-任願います。 送り先:全国町村会・ 広報部 自民党

谷垣政務調査会長(中央)

町

活 動

平成21年度政府予算編成で実行軍

地方分権の推進、財政基盤の確立など39項目





古賀選挙対策委員長(右から二人目)

「 平成21年度政府予算編成および施策に関する 要望」を決定、会議終了後に山本文男会長 (福 岡県添田町長) はじめ役員が要望事項実現のた 全国町村会は、7月3日、理事会を開催し、 衆参両院議員に要望書を提出した。 自民党と関係省に実行運動を行うととも

ど39項目に及ぶもので、現下の町村が直面して 望書全文は4頁以降に掲載)。 財源の確保をはじめ、 地方交付税の充実確保、道路整備等に係る地方 予算に反映させることを求めるものである(要 いる重要課題の解決を図るための施策を明年度 ための地方分権の推進や、税源配分の見直しと かり、多様性と創造性に溢れた社会を実現する 要望書は、地域の自主性・自立性の確保をは 過疎・へき地対策の推進、農林漁業対策な 地域保健医療対策の推

などに対し、4班に分かれて実施した。 総務省、厚生労働省、農林水産省、 会議終了後に行われた実行運動は、 国土交通省 自民党、

実行運動者名簿

〔自由民主党〕

山 本 会 長(福岡県添田町長) 寺島副会長(北海道乙部町長) 近藤副会長(愛知県幸田町長) 五軒家副会長(徳島県海陽町長)

〔総務省・国土交通省〕

稲葉常任理事(岩手県一戸町長) 針ヶ谷常任理事(群馬県板倉町長) 汐 見 監 事(京都府井手町長) 小國常任理事(香川県多度津町長) 荒木財政部会長(熊本県嘉島町長)

[厚生労働省]

齋藤常任理事(秋田県井川町長) 古 木 監 事(山口県和木町長) 藤原行政部会長(長野県川上村長)

〔農林水産省〕

川田常任理事(茨城県阿見町長) 魚津常任理事(富山県朝日町長) 白石経済農林部会長(愛媛県松前町長)



久保自治財政局長(中央)





山田水産庁長官(中央)



峰久事務次官(中央)

平 成

21年度政府予算編成及び施策に関する要望

1 地方分権の推進

向けた勧告を順次行うとしている。 昨年11月に「中間的なとりまとめ」、本年 度末までに新地方分権一括法案の提出に 5月に「第1次勧告」を行い、平成21年 政府の地方分権改革推進委員会では、

5

ること。

現することにあり、どの地域に暮らして 自立性の確立をはかり、住民の満足度を なければならない。 いても「豊かな自治」を実現するもので 高め、多様性と創造性に溢れた社会を実 り拡大させるとともに、地域の自主性・ 真の地方分権改革は、 地方の役割をよ

たものでなければならない。 あたっては、町村の意見を十分に踏まえ 今後一層の事務・権限の移譲を行うに

分権の流れに逆行するものである。 でつくりあげようとするような議論は 基礎自治体をその規模や単なる数字だけ 治体が存在することが自然な姿であり、 文化等の地域事情を考えれば、多様な自 治体のあり方は、我が国の国土、歴史、 また、地方分権の担い手となる基礎自

と権限の移譲を推進すること。 十分に認識し、次の事項を実現されたい。 よって国は、地方分権を進めるにあた 国と地方の二重行政の解消等による 国と地方の役割分担の一層の明確化 町村がこれまで果たしてきた役割を

政の簡素化をはかること。 都道府県から市町村への権限移譲に

ついては、それぞれの都道府県と市町村

第2646号

「(仮)地方行財政会議」を早急に設置す 4 の自主性に委ねること 政府と地方の代表者等が協議を行う

しないこと。 市町村合併をいかなる形であれ強制

2 町村財政基盤の確立

らも懸命に町村行財政改革に取り組んで のため、極めて厳しい財政状況の下、 相対的に立ち遅れている生活関連施設の するなど一般財源の充実強化が不可欠で 系を構築することや、地方交付税を復元 的・主体的な地域づくりを進めるために いるところであるが、町村がより自主 応する重要な役割が求められている。こ 策の推進等、各般の政策課題に的確に対 整備、資源循環型社会の構築等の環境施 対応した医療・保健・福祉施策の推進 振興はもとより、少子・高齢化の進行に 町村は税源が乏しい中、農林水産業の 税源移譲と偏在性の少ない地方税体 自

ıΣ るとともに、地域間格差の解消をはか 事項を実現されたい 本理念に沿って、地方分権改革を推進す よって、国は地方分権改革推進法の基 町村財政基盤を確立するため、 次の

町村税源の充実強化

ıΣ する、地方自治の基礎を支えるものであ 人の比率における大きな乖離を縮小し、 地方税は、地方分権を実質的に担保 国と地方の最終支出の比率と租税収

> 強化をはかること。 することを目途に、次により、その充実 ア 偏在性の少ない居住地課税である

地方消費税と個人住民税を充実強化する

性の比較的大きな税目構成とすること。 構成とし、地方交付税の原資は地域偏在 イ 地方税は地域偏在性の少ない税目

と。その際、均等割の税率引き上げや諸 Ć 任を基調とした基幹的な税目であるの も、併せて検討すること。 控除の見直しを検討するとともに、新た 安定的に充実するよう措置するこ 個人住民税は、町村における負担分

ものとするため、広報活動等を通じ、 ては、対象者の理解と信頼をより確かな 周

あることから、平成21年度の評価替えに 性に富む、 置により、配分割合を適正化すること。 住民税総額についてこれを確保すること。 町村にとって重要な税源である法人

う、国税と地方税の税源配分を5:5と 地方が担うべき事務と責任に見合うよ

町村は人口、従業員数ともに少なく、 ウ 具体的な税源移譲にあたっては、 税

行制度を堅持すること。

な政策的控除は行わないこと。

知徹底をはかること。 また、公的年金からの特別徴収につい

または事業所の固定資産を加える等の措 また、分割法人の法人住民税につい 課税標準にかかる分割基準に事務所 固定資産税は、収入の普遍性・安定 町村財政における基幹税目で

> あたっても、安定的に確保できるよう配 慮すること。

なっていることから、本税を充実し、 の整備や観光振興のための貴重な財源と 村にとって、環境衛生施設、 19年度税制改正における議論の経緯に鑑 しての性格を踏まえることに加え、平成 また、償却資産について、資産課税と 現行の評価方法を堅持すること。 入湯税は、温泉観光地の所在する町 消防施設等 現

現行制度を堅持すること。 る上で重要な役割を果たしているため、 連を有している。収入額の10分の7がゴ 村の貴重な財源として、地域振興をはか ルフ場所在市町村に交付されており、 対策など町村の行政サービスと密接な関 ⑥ ゴルフ場利用税は、道路整備、環境

を考慮し、分割基準等の見直しについて 差の拡大が懸念されるため、町村の実情 源移譲の効果が十分に及ばず、財政力格

⑦ 軽自動車税の各種税率を引き上げる

を大幅に引き上げること。 ている現状となっていることから、税率 台当たりの税収入額が徴税費用を下回っ 特に、原動機付自転車については、

廃車時等において、納税確認を義務付け かるため、軽自動車等の名義変更時及び また、軽自動車税の徴収率の向上をは

費で確実に補填すること。 に生じた地方の減収については、 (8) 揮発油税等の暫定税率の失効期間中 また、道路特定財源の一般財源化にあ

村に対するこれまでの配分枠を充実・確 れている市町村道の現状を踏まえ、市町 たっては、道路が果たす役割や整備が遅

保すること。

意見に十分配慮すること。 由度を最大限拡大するとともに、 たっては、市町村による道路整備等の自 さらに、一般財源化の制度設計にあ 地方の

期導入をはかること。 化されるよう配慮するとともに、その早 び財政負担を十分勘案し、町村財源が強 施策において町村の果たしている役割及 いわゆる環境税制については、 環境

合理化すること。 課税等特別措置については、さらに整理 租税負担の公平を期する見地から非

標準の特例措置の整理合理化を行うこと。 また、国の租税特別措置等について 特に、固定資産税等の非課税措置、課税 地方公営企業等金融機構が発行する 必要な措置を講じること。 地方への支障を来すことのないよ

設すること。 非居住者等に対する利子非課税制度を創 ため、振替国債・振替地方債と同様に、 させ、保有者層の多様化をはかっていく が承継する債券を含む)の商品性を向上 債券(公営企業金融公庫が発行し、機構

2 地方交付税の充実強化 正法案について、早期成立をはかること。 決を行わなくてもよいよう、地方税法改 町村税条例の改正について年度末専

変更すること。 金」については「地方共有税調整金」) に 名称を「地方共有税」(「地方交付税交付 その性格を制度上明確にするため、 地方交付税は地方の固有財源であ

② 地方交付税 (地方共有税)は、国の

活

政運営に支障をきたすことのないよう おいて削減された地方交付税を復元する その算定方法を見直し、三位一体改革に の財政需要を的確に反映させ、 障機能を堅持するとともに、多様な町村 有税)特別会計に直接繰り入れること。 般会計を経由せず地方交付税(地方共 地方交付税の持つ財源調整・財源保 安定的財

踏まえるとともに、スケールメリットが 働きにくい町村の行財政運営に支障をき ないよう、所要額を必ず確保すること。 町村の行財政運営に支障をきたすことの 的確に反映するための工夫を重ね、個別 る。このような町村の多様な財政需要を であり、その人口・面積も千差万別であ 疎、山村、離島、豪雪等の条件不利地域 のため、人口と面積を基本とする簡素な たすことのないよう配意すること。 いて検討する場合は、町村の意見を十分 基準が導入されたが、多くの町村は、 (5) 地方交付税 (地方共有税)制度につ 過

積を有し、国土保全、地球温暖化防止等 とした配分基準を是正すること。 し、面積要素を加味するなど人口を中心 に重要な役割を果たしていることを考慮 また、町村が人口割合に比べて広い面

ないこと。 なお、段階補正について、縮減を行わ

(地方共有税)の法定率を引き上げること 源不足が生じる場合には、地方交付税 れ、償還予定額の繰延べは行わないこと。 なお、特例加算や特別会計による借入 国の政策減税の実施に伴い地方の財

すること。 については、 (8) 「中期地方財政ビジョン」について、

(4) 基準財政需要額の算定方式の簡素化

3 (2) (1)

させることを当面の目標とすること。 のため、国庫補助負担金の総件数を半減 のものを廃止(一般財源化)すること。 由度を高めるために、国庫補助負担金そ どは単なる負担転嫁にすぎないので行う べきではなく、財政面における地方の自 地方債の充実改善

弱いこと等を踏まえ、長期・低利の公的 保するとともに、町村は資金調達能力が 進するため、地方債資金の所要総額を確 町村が生活関連社会資本整備等を推

障・調整機能を損なわないよう別途確保 (7)「頑張る地方応援プログラム」の財源 地方交付税本来の財源保

に、 策定に向けてのスケジュールを早期 地方6団体の参画を得て作成するととも に提示すること。

情を十分考慮すること。 税客体に乏しく、人口の少ない町村の実 見直しについては、町村財政の現況と課 ⑨ 今後の市町村分に係る留保財源率の

案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃 済みの「国庫補助負担金等に関する改革 国の財源については、地方から既に提出 する算入率を適正に見直すこと。 象事業の実情を考慮し、元利償還金に対 町村の公債費負担の状況に鑑み、対 止(一般財源化)することや事務事業を廃 国庫補助負担金の廃止 (一般財源化)

止するなどにより確実に措置すること。 国庫補助負担率をカットすることな 国から地方への税源移譲に対応する そ

資金を安定的に確保すること。

保すること。 策を推進するため、 (2) 過疎地域の自立促進に向けた各種施 過疎債の所要額を確

のための所要の措置を講じること。 え、経営の評価検討をはじめ、 第三セクター に関する指針の趣旨を踏ま 5 第三セクター等の経営状況に鑑み、 囲を拡大するとともに、要件の緩和をは かり、財政の健全性を確保すること。 上償還制度については、更にその対象範 また、辺地債の所要額を確保すること。 高利の公的資金にかかる地方債の繰 運営改善

国・地方間の財政秩序の確立

3

出した。町村が自らの判断と責任におい 二期地方分権改革が確かな第一歩を踏み 実現するため、国は次の事項を実現され し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を て、行政を運営することができるように 地方分権改革推進法の施行により、

積極的に推進すること。 移譲及び国庫補助負担金の一般財源化を 国から地方への権限・税財源の更なる

2 国庫補助負担金の廃止に伴い、 は、厳に行わないこと。 たな国庫補助負担金等を創設すること と同一又は類似の目的・内容を有する新

3 国庫補助負担金等に係る地方公共団 を把握し、 体の超過負担については、速やかに実態 完全解消すること。

かりやすい形で定め、地方公共団体及び いて、承認基準を出来るだけ具体的で分 目的外への転用、譲渡、取壊し等) につ また、補助対象財産の財産処分 (補助

国の出先機関に対する周知・情報提供を

シー)の向上を図るため、IT活用住民

確実に実施すること。

削減について必要な措置を講じること。 団体の整理・統合の検討及び負担金等の 害していることから、国が所管する関係 迫し、町村が行う行財政改革の推進を阻 担金 (法令外負担金)が、町村財政を圧 て十分な財政措置を講じること 必要がある場合、その改修費用等につい コンピューターシステムの開発・変更の 町村が負担する法令に基づかない負 国の新規施策及び制度改正により、

4 対応した情報化施策の推進 情報通信技術 (IT) の進展に

町村にとっても重要な課題である。 ビスの向上、行政の効率化の観点から、 れている。 社会の実現に向けた各種の政策が進めら こでも、誰でもITの恩恵を享受できる 電子行政の推進は住民の利便性やサー IT新改革戦略により、いつでも、ど

の事項を実現されたい。 よって、国は町村の取組みに対し、 次

ついて、適切な措置を講じること。 続のオンライン化」にかかる基盤整備に 2 「総合行政ネットワーク」や「行政手 切な措置を講じること。 情報化の推進に資するものとなるよう適 については、市町村の事務負担の軽減、 住民基本台帳ネットワークシステム

タを活用すること。 から提供される情報については電子デー 町村の事務の効率化をはかるため国

住民の情報活用能力 (情報リテラ

1

第2646号

5 国土空間データ基盤の整備を高度情報通 制度の充実等適切な措置を講じること。 地域間格差が生じることのないよう補助 送事業者と連携して、電波状況等による 共聴施設の整備等を進めるとともに、 生活向上対策を推進すること。 促進に適切な措置を講じること。 信社会の基盤と捉え、町村における地理 6 Ιţ 情報システム(GIS)の整備、 地理的位置や空間に関する情報等 地上デジタル放送への完全移行に向 国民の理解を得るための徹底した広 難視聴地域解消のための辺地 放

5 国土政策の推進

近年、様々な地域間格差が拡大してい しており、国土の保全や地域社会の維持 町村は、人口減少と少子・高齢化が進行 వ్త かることが基本である。しかしながら、 に苦慮している。 国土政策は、国土の均衡ある発展をは とりわけ、多くの農山漁村を抱える

方に分散・立地させること。

る必要がある。 適切な役割を、将来にわたり担っていけ 全国のそれぞれの地域が特性を活かした 地域の国土基盤の整備を急ぐとともに、 るよう、地方重視の国土づくりを展開す こうした中、相対的に立ち遅れている

すべきである。 くり、むらづくりをはかることにも配慮 教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづ また、近年頻発している各種大災害の

よって、国は次の事項を実現されたい 国土形成計画の策定にあたっては、

内容となるよう十分に配慮すること。 め、国において総合的な施策を推進する 価するとともに、その位置付けを明確に また、広域地方計画を策定する際は、 持続可能な農山漁村地域の形成のた

を加えること。 させるため、広域地方計画協議会に町村 農山漁村地域を抱える町村の意向を反映 なお、整備が遅れている生活基盤の整

備を推進するとともに、森林、

農地等

6

情報格差の是正、住民サービス向上

2 災害に強い国土づくりのためにも、 施策を確立し、推進すること。 国土資源の保全、管理が喫緊の課題と 機関、研究学園施設等については地方定 分散を推進すること。 加えて、国の行政 長期的視点に立って人口及び産業の地方 合意を基礎とした担い手確保等のための なっていることを踏まえ、国民の幅広い 特に若者の定住にも配慮して広く地

村活性化対策並びに農林漁業振興対策 やすい地域として再生するため、農山漁 めるとともに、地域づくりに資する情報 域づくりを推進するため、権限移譲を進 3 地域主導による個性的で魅力ある地 農山漁村地域を活力にあふれた住み 各般の施策を総合的、計画的に推進 適切な措置を講じること。

た適切な措置を講じること。 部農地等については、国土管理に配慮し より放置されている山村の森林、 また、人口の減少と高齢化の加速等に 中山間

5 高規格幹線道路及び空港、

新幹線等

農山漁村地域の果たす役割を積極的に評 の高速交通網の整備を推進すること。 に推進すること。 な増大に鑑み、地方空港の整備を積極的 特に、航空輸送の果たす役割の飛躍的

期完成を目指して推進すること。 プロジェクトであるので、早期着工、 きる国民生活を実現するために不可欠な 均衡ある発展をはかり、豊かさを実感で また、整備新幹線については、国土の

進すること。 のため総合的、 特に、光ファイバー網、移動通信、 計画的な地域情報化を推

講じること。 業者と連携して推進する等適切な措置を ATV等の情報通信基盤の整備を通信事

う補助制度の充実等適切な措置を講じる による地域間格差が生じることのないよ 辺地共聴施設の整備等を進めるととも た広報・啓発、難視聴地域解消のための に向け、国民の理解を得るための徹底し また、地上デジタル放送への完全移行 放送事業者と連携して、電波状況等

海岸整備を着実に推進すること。 める目標を達成するため、港湾整備及び 次期「社会資本整備重点計画」に定

環境保全対策の推進

6

題となっている。 の処理は地域の住民にとっても重大な問 循環型社会への取り組みや有害物質処 さらには地球環境問題など、廃棄物

まるなど、国際的にも地球温暖化防止に また、京都議定書の第一約束期間が始

町

(第三種郵便物認可)

活 動

> い る。 効率的、 おいても、 かかる取組が本格的に始まる中、 効果的な取り組みが求められて 温室効果ガスの削減のための 町村に

的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を 項を実現されたい。 展開できるよう、国においては、 このような中、町村が総合的かつ計画 次の事

- 廃棄物処理対策の改善強化
- 化と監視体制を確立すること。 販売業者及び処理業者等の法的責任の強 産業廃棄物等の処理については、 廃棄物、建設廃材、処理困難廃棄物及び びRDF施設の安全対策を推進すること。 進するため、 また、ダイオキシン等の有害物質対策及 有毒な新素材の使用を禁止し、一般 廃棄物処理施設の整備を計画的に推 適切な措置を講じること。 製造、
- 適切な財政支援措置を講じること。 (3) 廃棄物処理施設の解体に対しては、
- れている町村に対して適切な措置を講じ と等により、多大の財政負担等を強いら もに漂着量の採択要件の緩和をはかるこ いない海岸の区域も補助対象とするとと について、現在補助制度の対象となって もに、環境整備対策を検討すること。 る環境影響等の実態調査を推進するとと 外国等からの漂流・漂着ゴミの処理 廃棄物処理施設等の周辺地域におけ
- 健全な循環型社会の構築
- の3Rに重点を置いた循環型社会の形成 ユース (再使用)、リサイクル (再利用) |踏まえ、リデュース (発生抑制)、リ 第2次循環型社会形成推進基本計画

を推進すること。 (2) 「 特定家庭用機器再商品化法」(家電

リサイクル法)の見直し及び運用にあ 成20年2月19日) 等を踏まえ、次の事項 たっては、中央環境審議会意見具申(平 について留意すること。

クルにかかる費用を製品販売時に徴収す 体制の整備をはじめ、引き取り・リサイ についても随時対象品目に追加すること。 目に追加するとともに、電子レンジ等を ビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機を対象品 る仕組みに改めることについて早急に検 はじめとする普及が著しい他の家電製品 適切な対応をはかる観点から、液晶テレ 不法投棄への防止策として、監視

造業者等の責任で行うこととし、町村が 置を講じること。 村の新たな負担とならないよう万全の措 不法投棄物を回収した場合は、その回収 費用を製造業者等の負担とするなど、 不法投棄物の回収は、小売業者、 ĦΤ 製

が十分に活用できる仕組みとすること。 製造業者等が資金面も含め協力する体制 を構築するとともに、その際には、 また、町村が行う不法投棄対策に対し、 不法投棄者に対し、罰則規定の強

行うこと。 所の増設及びA・Bグループの共有化を 製造業者等が設置する指定引取場 化など厳しく対応すること。

念である拡大生産者責任の原則に基づ 確立のため、循環型社会づくりの基本理 持続的な容器包装リサイクル制度の

> 更に適切な見直しを行うこと。 業者の費用負担及び役割分担について、 分別収集・選別保管に係る町村と事 事業者責任の強化をはかるととも

スを優先させる仕組みを構築すること。

また、リターナブルびんの普及等、リコー

資源の有効活用及び有害物質への 投棄対策に万全を期するとともに、製造 について、町村の財政負担とならないよ あたっては、不法投棄車の回収費用など る法律」(自動車リサイクル法)の運用に う (5) 国・製造業者の責任を強化して不法 万全の措置を講じること。 「使用済自動車の再資源化等に関す

の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を リサイクル製品の流通体制の確立と需要 すること 物の量の削減に取り組むよう強力に指導 業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄 (6) 低コストのリサイクル技術の開発、

討すること。

3 地球温暖化対策の推進

強力に推進すること。

築すること。 基づく温室効果ガスの削減目標を確実に 達成できるよう、積極的な支援体制を構 に基づき町村が策定する「実行計画」に 「地球温暖化対策の推進に関する法律」

4 アスベスト問題に係る対策の強化

「アスベスト問題に係る総合対策」を徹底 万全の措置を講じること。 し、国民の安全と安心を確保するために の有する不安への対応について定めた 被害を未然に防止するための対応、国民 隙間のない健康被害者の救済、今後の

環境教育の推進

5

環境を保全し、持続可能な社会を構築

等により、学校、職場、地域社会等にお するため、場や機会の拡大、人材の育成 ける環境教育を推進すること。

7 地域活性化対策の推進

ら、財政基盤の弱い町村を重点的に活性 策を総合的に推進すること。 づき、地方の課題に応じた地域活性化施 略」の基本理念及び地方再生5原則に基 重点的に取り組めるよう、「地方再生戦 築に向け、少子・高齢化への対応、地域 対応をはじめ、若者も定住する豊かで住 化し、地域の再生、少子・高齢社会への え、国土の均衡ある発展をはかる見地か 資源の活用促進等、当面する政策課題に みよい地域社会を構築する必要がある。 地域間格差が拡大している現状を踏ま よって、国は次の事項を実現されたい。 町村が個性と活力ある地域社会の構

取り組めるよう、横断的施策による一体 ついても、 2 関係各省の様々な地域活性化施策に 的な支援を行うこと。 町村が積極的に地域活性化に

取り組めるよう、適切な支援措置を講じ ること。 また、産学官が連携して地域活性化に

策等を強力に支援すること 3 地域づくりと住民生活充実のため、 を促進するとともに、住民参加の促進対 文化、スポーツ施設の整備及び有効活用

役割に鑑み、 推進すること。 保するため、農山漁村地域活性化対策を 農山漁村地域が果たしている公益的 後継者の育成及び雇用を確

また、地域材の利用を促進するため、

域雇用対策を推進すること。 5 地域経済活性化対策を推進するとと もに、適切な措置を講じること また、地域の自主性を尊重しつつ、 地

森林・林業振興対策を推進すること。

かること。

て適切な措置を講じること。 及び在日外国人に関する支援策等につい 6 町村が実施している国際交流・協力事業 国際化に対応した地域づくりのため、

設等の生活環境施設などを緊急に整備す の教育施設、公共下水道、廃棄物処理施 適切な措置を講じること。 る必要があるので、地域の実態に即した 人口が急増する町村は、 小·中学校等

地域保健医療対策の推進

健医療対策を推進することが必要である。 様化等に対処するため、 に対する地域住民のニー ズの高度化や多 等による疾病構造の変化、保健サービス よって、国は次の事項を実現されたい。 急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加 地域保健の充実 総合的な地域保

講じること。 母子保健事業について適切な措置を

確保をはかること。 (2) 保健師、 助産師、 栄養士等の養成、

地域医療体制の充実

(1)医師等の確保について

いて、将来を見据えた医師確保対策をは 安心と希望の医療確保ビジョン」に基づ 確保対策を強力に推進するとともに、「 師不足が深刻化しているため、緊急医師 域医療の中心をなす内科医等、地方の医 産婦人科医・小児科医をはじめ、 地

第2646号

後、一定期間過疎地域等へ勤務すること を義務付けるなど、具体的な方策を講じ への定着を促進するため、臨床研修終了 地域医療を担う医師の養成と地域

地域偏在に対する改善策を早急に講じる 看護職員の養成をはかるとともに、 ること。

(2) 自治体病院に対する支援について

状に鑑み緩和措置を講じるとともに、 政支援を充実すること。 採算部門を抱える自治体病院に対し、 療報酬の減額について、過疎地域等の現 標欠及び看護職員の配置基準にかかる診 自治体病院の安定的運営のため、医師 不 財

を講じること。 たっては、国においても、総合的な対策 (3) 第10次へき地保健医療計画の実施にあ へき地医療の充実・確保について

すること。 3 救急医療体制の体系的な整備を推進

9 少子化社会対策の推進

ている。 け、少子化傾向はきわめて深刻さを増し しており、合計特殊出生率が低迷を続 我が国においては急速に少子化が進展

生産年齢人口や労働力人口の減少、消費 る現役世代の負担の増大が懸念される。 の影響を与え、更に社会保障負担に対す 支出の減少を通じて、経済成長にマイナス 社会の活力の低下衰退、経済的影響として して少子化による世帯規模の縮小や地域 人口減少社会の到来は、社会的影響と

> 推進すること。 て」、「「子どもと家族を応援する日本」重 応援プラン」、「新しい少子化対策につい 動を積極的に行うなど、「子ども・子育て ついて、国民全体の認識を高める啓発活 点戦略」に沿って、 よって、国は、子育ての価値、 次の事項を総合的に 魅力に

ること。 着実に推進するため、適切な措置を講じ 多様かつ柔軟な保育サービスなどを

るため、適切な措置を講じること。 2 放課後子どもプランを着実に推進す

和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 庭の医療費に対する助成、妊婦健診の充 的な制度化をはかるとともに、ひとり親家 3 乳幼児医療費助成事業等の全国統 をはかること。 実などについて適切な措置を講じること。 働き方の見直し等、仕事と生活の調

5 男女共同参画社会づくりを推進する

6 若者の就労支援等の自立促進をはか ること。

めること。 含め、少子化社会対策大綱の見直しを進 7 地方自治体の少子化対策への支援も

10 障害者保健福祉施策の推進

る地域社会の実現を図る必要がある。 策を推進し、安心して暮らすことができ 会生活を営むことができるよう、福祉施 び適性に応じ、自立した日常生活又は社 障害者及び障害児がその有する能力及

1 よって、国は次の事項を実現されたい。 「重点施策実施5か年計画」を着実に

推進すること。

福祉サービスの充実をはかること。 3 2 障害者の社会参加を推進すること。 4 障害者の自立支援を目的とした各種 重度障害者の医療費に係る助成措置

11 介護保険制度の円滑な実施 老人保健福祉対策の推進及び の拡充をはかること。

ある一方で、利用者が増加の一途を辿 り、これに伴い給付費もまた急速に増大 している状況にある。 介護保険制度は国民の間に定着しつつ

更なる充実を図る必要がある。 心してサービスを受けられるよう制度の 超高齢社会を迎えるなか、利用者が安

よって、国は次の事項を実現されたい。 保険者について

2 保険料について 広域連合組織等での運営を推進すること。 果的な制度運営のため、都道府県単位の 村が希望する場合には公平、公正かつ、効 市町村が保険者となっているが、市町

額な保険料となる場合については、 に即した適切な措置を講じること。 保険者の責に帰さない事由により高

生じる歳入欠陥については、 を講じること。 民健康保険料(税)の収納率低下により 介護保険料の上乗せ賦課に伴う、 適切な措置

3 財政調整について

枠とするとともに、算定基準に介護保険 とされているが、調整財源については外 等給付費の20%)のうち5%が調整財源 国の負担 (居宅給付費の25%、 施設

(2)

財政安定化基金にかかる財源は国及

び都道府県において負担すること。

施設の病床数を加味すること。

9 活 動

ものとするため、都道府県の責任におい 4 要介護認定について 置すること。 域を単位として審査判定を行う支部を設 示及び連絡調整を行う本部並びに生活圏 て審査基準や不服に対する統一見解の提 公平、公正かつ迅速な認定を確実な

5 介護報酬等について 応じた審査体制の整備をはかること。 認定審査会については地域の実情に

(2)

た見直しをはかること。 が、これを一本化するなど、実態に即し 護と生活援助の二類型設定となっている 訪問介護の給付については、身体介

いては低所得者に十分配慮すること。 いについては原則制度外とすること。 (4) 福祉用具の貸与については、品目の 介護保険施設の住居費等の徴収につ いわゆる「介護タクシー」 の取り扱

6 家族介護に対する評価について

入可能とすること。

うとともに、利用者が希望する場合は購 選定・利用に関する適切な情報提供を行

9 その他

削除すること。 準について、時間規制の2分の1要件は 付の制度化を含め支援策を充実すること。 度合いが高いという現状に鑑み、現金給 (2) 同居家族に対する訪問介護に係る基 町村においては家族介護に依存する

サービス提供事業体等について

ついては、円滑に処理できるよう支援体 市町村において行う苦情処理事務に

> じること。 制を強化するとともに、適切な措置を講

8 省令等によって関与しないこと 介護基盤の整備について 市町村特別給付については法律で

等にかかる支援策を含め適切な措置を講 護基盤整備については人材の育成・確保 じること。 護サービスが適切に提供できるよう、介 市町村介護保険事業計画に基づき介

地域の実情に十分に配慮した必要な措置 を講じること。 ては現場に混乱が生じることの無いよう 護療養型老人保健施設等への転換につい (3) 介護保険施設については、町村が必

は、当該施設に措置した市町村が保険者 が引き続き介護保険施設に入所する場合 者施策の住所地特例が適用されている者 付税による万全の措置を講じること。 要とする事業に対する地方債及び地方交 となる住所地特例を適用すること。 (4) 身体障害者更正施設等入所者で障害

協力を得るため、的確な広報を十分に行 (2) 高齢者がその実態に応じ、就業の機 介護保険制度に関する国民の理解と

会を確保できるよう雇用対策を充実する

対策を充実すること。 極的に参加できる機会を確保するための 事に従事し、教育、経済等社会活動に積 また、知識と経験を活かせる適当な仕

(3) 認知症の高齢者に対する総合的対策

政

介護療養型医療施設の廃止に伴う介

本化すること。

のないよう万全の措置を講じること。 談体制の拡充や十分な周知広報を行うと 者医療制度については、被保険者への相 基盤の強化策を継続して推進すること。 広域連合等の保険者に混乱が生じること ともに、町村及び制度運営の主体である 安定化事業など国民健康保険制度の財政 平成20年4月に施行された後期高齢

全を期すこと。

また、制度運営に必要な条件整備に万

を推進すること。

12 医療保険制度の一本化の実現等

しているところである。 全な運営のため、日夜懸命の努力を傾注

制度の維持運営に支障を来している。 入れについては、もはや限界に達すなど、 所得額に対する保険料(税)負担も著し く高額となっており、これ以上の保険料 高く、無職世帯も5割を超え、加入者の (税)の引き上げ及び一般会計からの繰り 市町村国保は他制度に比べ高齢化率が

進し、最終的には国保と被用者保険を 軸とした保険者の再編・統合をさらに推 不平等の解消をはかり、都道府県単位を 医療保険間における保険料負担の格差・ よって国は次の事項を実現されたい。 国民皆保険制度を堅持するため、各

2 高額医療費共同事業や保険財政共同

4 合理的な医療費に関する方策

⑷ 三世代同居を推進する施策を講じる

حے

市町村保険者は国民健康保険事業の健

(1) 療養病床の再編にあたっては、現場

> 情に十分に配慮した必要な経過措置を設 けること。 に混乱が生じることの無いよう地域の実

支払方式を導入すること。 かかりつけ医機能の強化促進によ

慢性疾患に対する合理的な診療報酬包括

② 高齢者を中心として、長期療養者や

ıý すること。 に、レセプト及びカルテの電子化を推進 レセプト審査を適正化するととも 不必要な重複受診を避けること。

負担とすること。 ⑥ 低所得者対策については制度外で実 (5) 難病等の特殊な疾病については国の

施するなど十分に配慮すること。 (7) 生活習慣病対策を推進するととも

助成制度 (地方単独事業) に対する国民 交付金の減額算定措置を廃止すること。 健康保険療養給付費負担金及び普通調整 乳幼児及び重度障害者等への医療費 市町村保健事業を支援すること。

13 教育施策等の推進

子どもの育成を目指すため、 である。 場所において学習できる環境を整え、社 てる教育環境を整備する必要があるとと 多様な個性や特性を尊重し、 会全体の活性化を図っていくことが重要 人生を送ることができるよう、あらゆる もに、人々が自己の人格を磨き、豊かな 21世紀を切り拓く心豊かでたくましい 生かし、育 それぞれの

1 義務教育の充実改善 よって、国は次の事項を実現されたい。

(1)) 教育行政は自治事務であり、地域の

な心の育成を推進すること。

徒指導の充実強化及び児童・生徒の豊か

活 動

ができるよう必置規制を緩和すること。 地域の実情に応じて任意に設置すること 限及び財源を地方に移譲すること。 地域のニー ズに即した教育を行うため権 実情に応じ、創意・工夫をこらしながら、 (2) 教育委員会については、それぞれの

図ること 員等の配置を含む特別支援教育の充実を など障害をもつ児童・生徒に対する教職 害)、ADHD (注意欠陥・多動性障害) 普通学級に在席する、 LD (学習障

2 義務教育施設等の整備等

については、町村の実情に配慮した措置 を講じること。 また、統廃合に伴う既存施設の解体等

3 青少年の健全育成対策

じめ、 欲を高める体験活動等を推進すること。 に鑑み、専門的見地からの原因究明をは (2) 最近の青少年による凶悪事件の頻発 その防止対策を総合的に推進する

がある。

(第三種郵便物認可)

等整備事業など文化財保護に対する適切 担が過重になっていることに鑑み、史跡 文化財保護行政は、 当該自治体の負

1

問題行動が多発している現状に鑑み、生 学校生活におけるいじめや非行等の

ζ 義務教育施設等の耐震補強事業等につ 適切な措置を講じること。

ر ح 青少年の社会への参画、 青少年の意

4 生涯学習等の振興

(1)

5 その他 再生事業を推進すること。 生涯学習の振興方策及び地域教育力の

> な措置を講じること。 信料免除措置を継続すること。 (2) 小・中学校等にかかる現行の放送受

14 農業・ 農村対策の推進

地の増加、国際化の一層の進展等大変厳 化の進展による担い手の減少、耕作放棄 しい状況にある。 我が国の農業・農村は、過疎化・高齢

の信頼は著しく低下している。 かす事態が生じており、食に対する国民 題など、依然として食の安全・安心を脅 食品の虚偽表示、中国産冷凍ギョウザ問 状脳症) や鳥インフルエンザ等の発生 国内外におけるBSE(牛海綿

料・農業・農村基本計画」の見直しを行 国の需要増大やバイオエタノール向け需 力を高め、 はかるとともに、我が国農業・農村の活 騰するなど大きく変化している。 要等により穀物や大豆等の国際価格が高 い、これに即し食の安全と安心の確保を 農村基本法を基礎として策定された「食 このような状況を踏まえ、食料・農業・ 方 最近の世界の食料事情は、 その再生を早急にはかる必要 途上

業・農村基本計画」の見直し よって、国は、次の事項を実現されたい。 食の安全・安心の確保と「食料・農 食の安全・安心の確保

食品安全行政を強力に推進すること。 基本法」及び関連する法制度に基づき、 安全と安心を確保するため、「食品安全 ア 食卓へ生産情報を届けるトレーサ 消費者保護を第一に、 食に対する

な生 浯 みよい環境をつ か

安全有利な

この債券の発行によって調達した資金は、地方 公共団体の経営する公営企業や生活基盤整備等 の事業に融資されます。

当公庫は、政府保証国内債、政府保証外債、財 投機関債など投資家のニーズに合わせて多様な 債券を発行しています。

発行条件や格付情報など詳しくは当公庫ホーム - ジをご覧下さい。

【http://www.jfm.go.jp/ の「投資家の皆様へ」】



公営企業金融公庫

備すること。 滑な推進と適正な実施のための体制を整 多くの食品に導入するとともに、その円 把握できる仕組み)を、輸入食品を含め ビリティシステム (生産加工履歴情報を

続き安全性の確保に万全を期すこと。 再開された米国産牛肉についても、引き 制を抜本的に強化するとともに、 ウ 食品表示については、消費者の適 また、輸入食品に対する検査・検疫体

策を確立すること。 の国土、環境、国民生活に大きく係わる 安全・安心の確保を基本として、 向上に積極的に取り組むとともに、食の あたっては、低水準にある食料自給率の 逃さない監視体制の整備をはかること。 表示制度を確立するとともに、不正を見 充実をはかり、わかりやすく信頼される 表示品目の拡大など引き続きより一層の 等に資するため、加工食品の原料原産地 正な商品選択、安全性への関心の高まり 農業・農村の再生に向けて確固とした政 (2) 食料・農業・農村基本計画の見直しに 食料・農業・農村基本計画の見直し 我が国

2 国内農業生産体制の強化と国産米の

新たな米政策への円滑な移行

るとともに、米価の下落に歯止めをか 間調整など引き続き必要な環境を整備す 円滑に実施されるよう生産目標数量の県 団体による主体的な需給調整システムが 昨年産から導入された農業者・農業者 安定をはかること。

(2) 耕種と畜産の連携強化等による農業生 農業生産の総合的な振興

推進すること。 械の開発普及、 菜等の価格安定制度の充実、生産省力機 産の総合的な振興をはかるとともに、 生産資材費の軽減対策を

な対策を講じること。 エネ技術の普及や金融税制措置など必要 また、原油価格の高騰に対応して、 省

(3) 飼料・畜産対策の推進

はかること。 域流通など畜産環境対策の一層の推進を 配合飼料価格の安定と国産飼料の生産拡 はかるため、処理施設の整備、堆肥の広 大をはかり、畜産経営の安定をはかること。 また、「家畜排せつ物法」の完全履行を ア 国際的な穀物価格の上昇に対応し、

引き続き強力に推進すること。 の対策を講じるとともに、関連諸対策を を早急に究明し、再発防止のための万全 ンフルエンザについては、その発生原因 イ BSE (牛海綿状脳症)及び鳥イ

関連事業者が被る損害についても補填制 度を創設すること。 なお、鳥インフルエンザの発生により

病の国内侵入・まん延防止対策等の防疫 対策の一層の強化をはかること。 また、口蹄疫等畜産にかかる海外伝染

(4) 国産米の消費拡大と食育等の推進

構築を目指すとともに、コメパンの普及 目標回数を引き上げ、 など米消費拡大策を強化すること。 特に学校給食については、 ア 米を中心とした日本型食生活の再 支援措置を講じる 米飯給食の

健康と豊かな人間形成をはかるため策定 イ 健全な食生活の実現により心身の

野 対策を強化すること。 に推進するとともに、 の食育に関する施策を総合的かつ計画的 された食育推進基本計画に基づき、国

地産地消に向けた

民

(5)

ともに支援対策を強化すること。

目の数を十分に確保すること。 もに、上限関税の導入を阻止し、 どを内容とする「日本提案」の実現に向 的機能への配慮や食料安全保障の確保な 様な農業の共存を基本とし、農業の多面 WTO農業交渉については、各国の多 粘り強い交渉を強力に展開するとと 重要品

分配慮しつつ取り組むこと。 交渉においても、こうした基本的な考え 方のもとに我が国農業・農村の実情に十 (経済連携協定)・FTA (自由貿易協定) また、各国と個別に行われるEPA

の対象から除外するなど適切に対応する が国農業の重要品目について、関税撤廃 小麦、牛肉、乳製品、砂糖などのわ

4 地域農業の体質強化

営構造対策の推進 地域農業の担い手の育成・確保と経

新規就農者や企業の農業参入に対す

経営構造対策を推進すること。 総合的な対策を講じるとともに、地域に 定農業者の認定基準の拡充をはかるなど る認定農業者等への支援対策の強化や認 農業への取り組みを一層支援するための おける加工、流通等を含めた高付加価値

国内農産物の輸出推進

国内農産物の需要の拡大をはかるた 輸出促進に向けた環境を整備すると

3 WTO農業交渉への対応

特に、日豪EPA交渉にあたっては、

新規就農者を広く内外から確保するた

の提供体制を整備すること。 る支援対策を強化するとともに、子ども の時から農業に親しめる環境や就農情報 また、地域農業の中核的な担い手とな

> (2) 農業経営安定対策の推進

かること。 めるとともに、円滑かつ着実な推進をは 村特認制度を含め本対策の周知徹底に努 については、今年度から導入された市町 得安定対策(旧品目横断的経営安定対策) 昨年産から実施されている水田経営所

に、適切な財政措置を講じること。 向上対策については、地域の多様な実情 の事務手続きの簡素化などに努めること。 を踏まえ、弾力的な運用に努めるととも 共同活動を支援する農地・水・環境保全 昨年度から本格実施されている地域の また、対象となる作物の拡大やより一層 農地・水・環境の保全管理対策の推進

不在地主の農地や管理放棄された農地に 処し、国土の保全管理を推進するため、 対する適正管理対策を強化すること。 また、耕作放棄農地等の増加傾向に対

るとともに、これら負担金の償還に対 るため、農家や地元町村の負担を軽減す を講じること。 し、借り換えや繰り延べ等の円滑化対策 農業農村整備事業の円滑な推進に資す 農業農村整備の推進と負担金の軽減

保全するための土地改良施設の維持管理 対策を強化すること。 また、農地・農業用水等の地域資源を

⑤ 優良農地の確保と有効利用

村長に移譲すること。 策定及び諸規制に係る権限については町 推進するとともに、地域の実態に応じた |地利用をはかるため、土地利用の計画 優良農地の確保と有効利用を積極的に

(6)野生鳥獣害対策の推進

講じること。 ができるよう引き続き必要な財政措置を き、町村が対策に主体的に取り組むこと 定された「鳥獣被害防止特措法」に基づ 野生鳥獣害対策については、新たに制

農業関係団体の見直し

可能とすること。 地域の実情に応じた弾力的な組織運営を 係団体・組織のあり方を見直すとともに、 え、農業委員会の必置規制の緩和など関 農村に関する諸制度の見直しを踏ま 近の地域農業構造の変化や食料、

(8) 流通・加工対策の推進

備をはかること。 術等の開発を促進するなど、その条件整 拡大をはかるため、加工・貯蔵・流通技 地域の農産物の高付加価値化、 販路の

文化環境等の整備 5 農山村地域活性化対策の拡充と生活

農山村地域振興対策の総合的推進

を総合的に推進すること。 め地域資源を生かした多様な産業の振興 若者の定住をはかるため、農林業をはじ 地域の就業・所得機会の拡大をはかり

等生活文化環境の整備を促進すること。 山村の道路、集落排水施設、情報関連施設 中山間地域等直接支払制度について また、都市と比べて立ち遅れている農 中山間地域等直接支払制度の推進

> 減など町村の意向を十分に把握し検討を ともに、平成22年度以降の拡充延長に向 進めること。 けて、対象地域の見直しや事務負担の軽 引き続き必要な財政措置を講じると

ること。 即して弾力的な運用を可能とすること。 いう目標に向けて、着実に体制を整備す は、5年後に小学生120万人の参加と も農山漁村交流プロジェクト」について 情報の都市側への提供体制を強化すると 館業法等の諸規制について地域の実態に ともに、農山漁村での受け入れに係る旅 村の共生・対流をはかるため、農山漁村 (3) また、今年度からスタートした「子ど 農山漁村地域の活性化や都市と農山漁

(4) 農商工連携の促進

農林水産業と商業・工業が連携し、 新たに制定され 地

(5) 地方財政措置の充実

発揮をはかるため、「農山漁村地域活性 適切な措置を講じること。 化対策」及び「国土保全対策」 農山漁村地域の活性化と多面的機能の について

6

応じた新しい食品の加工及び開発に関す する研究及び普及並びに消費者ニー ズに かるため、地域の特性に応じた農業に関 る研究を推進すること。

遺伝子組み替え技術を活用して

15

農山漁村と都市との共生・対流の推進

をはかるとともに必要な支援措置を講じ 域の振興をはかるため、 た「農商工連携法」について、その周知

生産性の向上や経営体質の強化等をは 農業技術の開発の推進

> 影響や安全性の確保に十分配慮すること。 生産した農畜産物については、環境への

森林・林業対策の推進

疎化・高齢化が進行している。 然として厳しい情勢にあり、山村では過 国産材利用の回復の兆しがあるものの、 木材価格の低迷、林業従事者の減少等依 我が国の森林・林業を取り巻く環境は

がある。 めには、 防止に向けた京都議定書の目標達成のた 多面的・公益的機能の発揮や地球温暖化 大、山村の活性化を着実に推進する必要 に基づき森林の整備、国産材の利用拡 水源かん養等年間70兆円を超える森林の 大きな役割を担っているが、国土保全、 町村は地域森林の維持管理において、 新たな「森林・林業基本計画」

の総合的推進 よって、国は次の事項を実現されたい。 「森林・林業基本計画」に即した施策

(温暖化対策税)の創設・導入をはかるな 2 ど、国民的支援の仕組みを構築すること。 税財源として全国森林環境税や環境税 化炭素排出源等を課税客体とする新たな の抜本的な強化をはかるため、 業施策を総合的・計画的に推進すること。 業・木材産業の再生に向けて、森林・林 の整備や国産材の利用拡大を軸とした林 国民のニー ズに応えた多様で健全な森林 策定された「森林・林業基本計画」に即し、 な発揮をはかり、森林・林業・山村対策 林産物の特性に配慮した貿易ルール 森林の多面的・公益的機能の持続的 「森林・林業基本法」 に基づき新たに 水や二酸

することのないよう配慮すること。 により国内林業の採算性がこれ以上悪化 りに努めるとともに、関税の引き下げ等 の確立、違法伐採を抑制するルールづく 環境の維持、 EPA・FTA交渉等においては、地球 木材産業の健全な発展に資する貿易制度 点にたって、輸出国、輸入国双方の林業・ 林産物に関するWTO交渉や各国との 森林資源の持続的利用の観

整備の推進 3 森林管理対策の充実強化と森林基盤

と。また、間伐材の販路や用途の拡大に 収集・搬出に対する支援策を強化するこ 械の導入を促進するとともに、間伐材の 発生を防止し、間伐材の有効利用をはか 等の森林整備の遅れを解消するととも 向けた対策を強化すること。 るため、作業路網の整備や高性能林業機 に、広葉樹林化、長伐期化、複層林化等に や地方負担の大幅な軽減をはかり、 森林づくりを推進するため、森林所有者 より、多様な森林への誘導をはかること。 ① 京都議定書の目標を達成し、美しい 切り捨て間伐による林地残材の大量

という基本的な考え方のもとに、その輸 に、その使用に対し厳格な対応を求める 入に対する監視体制を強化するととも 違法に伐採された木材は使用しない

生鳥獣による林業被害が広域化・深刻化 主体的に取り組むことができるよう、引 被害防止特措法」に基づき町村が対策に しているため、新たに制定された「鳥獣 シカ、 イノシシ、サル、クマ等の野

対策を講じること。 鳥獣の生息環境や人との棲み分けに配慮 した森林づくりを推進するなど抜本的な き続き必要な財政措置を講じるととも 広葉樹林の植栽や里山の整備等野生

ぐため、未発生地域に対する予防対策な 被害木等の利用を促進すること。 り効果的な駆除技術の開発や樹種転換 ど防除制度の強化をはかるとともに、よ シ等の森林病害虫被害の拡散・増加を防 また、松くい虫やカシノナガキクイム

すること 林所有者に対する働きかけや啓発を強化 や公的管理のための対策を強化すること。 が増大しているため、森林経営の集約化 低迷による採算性の悪化等から放置森林 交代による境界の不明確化、木材価格の 特に、森林整備に関心の薄い不在村森 相続に伴う森林保有の細分化、 世代

かるための地域活動を支援する森林整備 講じること。 にあたっては、譲渡所得税の減免措置を とともに、公益性の高い森林の公有林化 ため、山林に係る相続税負担を軽減する (6) 森林の有する多面的機能の発揮をは また、林業経営の円滑な承継をはかる

ついては、地域の実情に精通している町 な財政措置を講じること。 な運用に努めるとともに、引き続き適切 保安林の指定・解除にかかる権限に

務の簡素化や地域の実情に即した弾力的 地域活動支援交付金制度については、事

の推進や、山村の生活環境の整備、さら 村に移譲するよう措置すること。 (8) 森林の健全性の確保に必要な間伐等

活

林や不在村地主の増大を踏まえ、 備等をはかるため、次期「森林整備保全 な事業量を確保すること。 な事業の実施に配慮するとともに、 事業計画」の策定にあたっては、放置森 には山地災害の防止や水源地域の森林整 効果的

駆除方法を早急に確立するとともに、 材の用途開発や利用を拡大すること。 もに、用地費については一般道路に準じ (9) 林道等の新設・改良を推進するとと 侵入竹の駆除対策や簡易で効果的な 竹

開設や災害時の復旧については、 理道に準じた扱いとすること。 また、森林管理道を補完する作業路の

4 担い手の育成と経営改善 進するため、緑化推進事業、ボランティア 全活動に対し適切な措置を講じること。 悪化を防止するため、町村が行う森林保 活動に対する適切な措置を講じること。 (1 1) (10)廃棄物の不法投棄による森林環境の

ø, 実すること。 社会保険への加入、研修等への支援を充 また、新規就業者の確保をはかるた 林業事業体による通年雇用の確保 緑の雇用担い手対策事業を引き続き 林業労働力の確保・育成をはかるた

等必要な措置を講じること。 (2) 木材の加工流通体制の整備を推進す 担い手への森林施業や経営の集約 競争力のある木材産地を形成するた

5 (3)

た扱いとすること。 また、里山等の竹林化を防止するた

森林管

国民参加の森林や緑を守る運動を推

強力に推進するとともに、住宅確保対策

充実

ること。

条件の改善を行うこと。 等高度化推進資金の貸付枠の確保、 国産材の安定供給と需要の拡大 農林漁業金融公庫資金及び木材産業

定的供給体制を推進すること。 るとともに、流域一体となった原木の安 木材の拠点的加工・流通施設等を整備す 木材産業の体質強化をはかるため、

進等に対する支援や集成材等の高次加工 質の向上をはかるため、木材の乾燥の促 の対策を講じるとともに、需要拡大と品 技術の研究開発を強化すること。 (2) また、国産材を利用した場合の優遇措 国産材素材価格の安定をはかるため

けた取り組みを強化すること。 もに、間伐材の紙製品への利用促進に向 備をはかること。 における国産材の利用促進をはかるとと (3) 公共建物、公共土木事業、住宅建設

はかるほか、輸出促進に向けた環境の整

PR活動により、

国内需要の拡大を

置や木材利用に関する規制緩和、情報提

6 森林・林業行政に係る地方財政措置の ため、木質ペレットの利用促進、エタ オマスエネルギー としての活用をはかる 整備に対する支援を強化すること。 ノール化、 また、間伐材や林地残材等の木質バイ ガス化等の技術開発及び施設

体的施策の推進

よって、国は次の事項を実現されたい。

新たな「水産基本計画」に基づく具

策」について、適切な措置を講じること。 漁村地域活性化対策」及び「国土保全対 するため、「森林・林業振興対策」、「農山 よる森林整備、地域材の利用を一層促進 (2) (1) 町村における森林・林業行政の充実 担い手対策、公有林化、上下流連携に

貸 付 準財政需要額に森林面積を測定単位とし 性を高めるため、地方交付税における基 をはかるとともに、森林整備促進の実効

補正要素に加えること。

するなど所要の財政措置を講じること。 て算入する「森林・林業行政費」を新設

また、「林道延長」を林野水産行政費の

水産業対策の充実

は水産業の健全な発展のための基盤たる 役割を担っている。 食生活の一翼を担っており、 我が国の水産業は国民の健康で豊かな また、

格の高騰等極めて厳しい状況にある。 産物価格の低迷、さらには漁船用燃油価 の減少・高齢化、 は、水産資源の枯渇や漁業生産の担い手 しかし、水産業及び漁村をめぐる環境 輸入の増大等による水

はかるためには、新たな「水産基本計画」 対策をさらに充実させる必要がある。 に基づく具体的施策の早期実施等水産業 業の一層の振興と活力ある漁村の形成を このような状況に的確に対処し、水産

の速やかな推進をはかること。 対策や資源回復対策など、具体的な施策 産基本計画工程表」を踏まえ、 に策定された「水産基本計画」 はかるため、「水産基本法」に基づき新た せて水産業の健全な発展と漁村の振興を 水産物の安全と安定供給を確保し、 経営安定 及び「水

の整備 2 水産物の安全・安心の確保と供給体制